部長及び参事官
殿
所　属　長

刑企発第553号
（留管、生企、交企、備一）
平成28年12月12日
10年保存（口訓）
本　部　長

即決裁判手続への対応について（通達乙）

即決裁判手続（以下「即決手続」という。）への対応については、本年６月３日、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号、以下「改正法」という。）が公布され「刑事訴訟法等の一部を改正する法律の制定について（通知）」（平成28年６月10日刑企発第296号）等で示達したとおりであるが、改正法において、自白事件の簡易迅速な処理のための措置に関する改正規定が設けられた。この改正規定は、被告人が否認に転じるなどし、既決手続によらないこととなった場合に、公訴を取り消して、再捜査を行い再起訴できるようにすることを内容とし、本年12月１日から施行された（改正法附則第１条第３号）。

上記規定の施行を踏まえた即決手続の概要及び留意事項については、下記のとおりであるので誤りのないようにされたい。

記

１　即決手続の概要

即決手続は、明白軽微な事案について、被疑者の同意等を要件として、検察官が公訴の提起と同時に申立てをし、早期に開かれる公判期日において、簡略・効率化した証拠調べを行い、罰金以下の刑や全部執行猶予付きの懲役刑又は禁錮刑を科すことを、原則として即日言い渡す手続である。

なお、被疑者に弁護人がある場合には、弁護人が同意又は意見留保をしているときに限り、検察官は即決手続の申立てをすることができる（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号。以下「法」という。）第350条の２第４項）。

また、被疑者が即決手続によることについて同意をするかどうか明らかにしようとする場合において、貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、国選弁護人の選任を請求することができる（法第350条の３第１項）。

なお、即決手続の申立てがあった場合において、被告人に弁護人がないときは、裁判長は、できる限り速やかに、職権で弁護人を付さなければならず（法第350条の４）、弁護人がないときは公判期日を開くことができない（法第350条の９）。

２　基本的な留意事項

(1)　捜査の合理化及び迅速化

即決手続の対象事件（以下「即決対象事件」という。）については、原則として10日間の勾留期間内に捜査を遂げ、検察官が即決手続の申立てをするのが望ましいと考えられていることに留意するとともに、警察としても即決対象事件の捜査を早期に遂げる必要があることから、捜査の合理化に配意しつつ迅速な捜査の遂行に努めること。

(2)　即決対象事件の該当性を踏まえた捜査の遂行

法第350条の２第１項において、「検察官は、公訴を提起しようとする事件について、事案が明白であり、かつ、軽微であること、証拠調べが速やかに終わると見込まれることその他の事情を考慮し、相当と認めるときは、公訴の提起と同時に、書面により即決裁判手続の申立てをすることができる。ただし、死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件については、この限りでない。」と規定されていることから、捜査主任官は、事件捜査に当たり、当該事件が即決対象事件となり得るものであるかについて、次の要件に照らして検討しつつ捜査を遂行すること。

なお、背後にある組織が未解明であること等の理由により、事件の全体像を解明するため、突き上げ捜査等が必要な場合や、余罪がある場合は、即決対象事件の要件に該当しないことが多いので留意すること。

ア　法定刑による制限

法定刑が死刑又は無期若しくは短期１年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件以外の事件が即決対象事件となり得る。

イ　「相当と認めるとき」

「相当と認めるとき」とは、下記(ｱ)から(ｳ)までの事情を総合考慮し、即決手続で審判をすることを相当と認めるときであることをいう。

(ｱ)　「事案が明白であり、かつ、軽微であること」

当該事件の犯罪事実が認められることが明白であり、かつ、犯情が軽微であることをいう。科刑制限があることから、即決手続は、罰金以下の刑や全部執行猶予付きの懲役刑又は禁錮刑が相当な事案が対象となる。

(ｲ)　「証拠調べが速やかに終わると見込まれること」

端的にいえば、事実証明に用いる証拠の量が少なく、かつ、証拠の内容が単純な事件が対象になる場合が多いと考えられる。

(ｳ)　「その他の事情」

「その他の事情」には、①被疑者の改しゅんの情の有無、②前科の有無、③追起訴の有無、④被害者のある事件では、被害回復の有無、処罰感情の有無等の事情が考えられる。

(3)　検察官との連絡

即決手続に当たっては、検察官が弁解録取の機会等を利用して、前記(2)の要件に照らし、即決対象事件に該当するかについて、一応の選別を行うこととしているので、できるだけ早期に検察官と打合せを行い、その後の捜査の見通しを立てること。

また、即決対象事件に係る前記(2)の要件を満たさないこととなる事情が判明した場合は、速やかにその旨検察官に連絡すること。

(4)　補充捜査の実施

即決手続に同意していた被告人又は弁護人が第１回公判期日前に即決手続によることについての同意を撤回した場合や、第１回公判期日において被告人が有罪の陳述を行わなかった場合等には、即決手続の申立てを却下する決定がなされ（法第350条の８、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号。以下「規則」という。）第222条の14第１項）、また、判決の言渡し前に被告人又は弁護人が同意を撤回した場合や、判決の言渡し前に被告人が有罪である旨の陳述を撤回した場合等には、即決手続によって審判する旨の決定を取り消す旨の決定がなされる（法第350条の11）。

このような場合には、そのまま通常の公判手続に移行するか、公訴の取消し後に再起訴がなされて（法第350条の12参照）通常の公判手続が行われるかのいずれかとなるが、被告人の弁解内容によっては、補充捜査が必要な場合も生じ得ることから、検察官と連絡を取り合い、被告人の弁解を的確に把握し、争点を検討の上、ポイントを絞った補充捜査を行うこと。

(5)　被疑者に対する即決対象事件該当性の告知の厳禁等

即決手続の申立てをするかどうかの判断や、被疑者に対し、即決手続によることについて同意をするかどうかの確認を求める手続（以下「同意確認手続」という。）は、いずれも検察官が行うこととされている（法第350条の２第１項及び第３項）。検察官による同意確認手続前に、被疑者に対して即決対象事件に該当する旨を伝えたり、被疑者にそのように受け取られかねない言動をするなどした場合、即決手続の申立てを材料に利益誘導が行われたとのそしりを受けかねないことから、こうした言動等は厳に慎み、即決手続そのもの及び即決対象事件に関する捜査手続に疑念を抱かれないよう留意すること。

特に、被疑者の自白の任意性及び信用性に疑いを持たれないよう取調べの適正確保に配意すること。

３　即決対象事件として想定される事案における留意事項

即決対象事件については、法令上、法定刑による制限を除き、罪種・罪名に

よる制限はないが、類型的な即決対象事件としては、簡易な規制薬物の所持・使用事案、不法在留・残留事案及び現行犯逮捕による万引き事案が考えられる。

これら類型的に即決対象事件として想定される事案における具体的な捜査活動等に関する留意事項は、次のとおりである。

(1)　簡易な規制薬物の所持・使用事案における鑑定

この種事案における鑑定は、客観的で、かつ、自白を裏付ける最も重要な証拠であり、その確実かつ迅速な実施と速やかな鑑定書の作成が必要である。

そこで、捜査部門においては、鑑定嘱託を迅速に行うとともに、科学捜査研究所を始めとする鑑定の実施部門においては、速やかに鑑定を行い、鑑定書の早期作成を励行すること。

なお、当該鑑定書については、その結果及び経緯を簡潔に記載したもので足りる。

(2)　被疑者の人定等に関する照会

即決対象事件の被疑者が外国人の場合であって、不法在留・残留事案等において、捜査のため必要がある場合には、東京入国管理局に対し被疑者の出入国記録等の迅速な照会に努めること。

また、即決対象事件の被疑者の身上事項等を確認する必要がある場合には、警察庁刑事局犯罪鑑識官で行っている被疑者に係る指紋照会を確実に行うこと。

4　捜査部門と留置部門との連携

(1)　国選弁護人選任請求手続における対応に関する連携

身柄拘束中の被疑者が、即決手続における国選弁護人選任請求を行うに当たっては、裁判所書記官の面前で行う場合を除いて、刑事施設の長（留置施設の場合は、留置業務管理者となる。）又はその代理者（以下「刑事施設の長等」という。）を経由して、国選弁護人選任請求書及び資力申告書を裁判官に提出しなければならないとされていることから、留置部門において、その書面作成に必要な援助を行うほか、被疑者の資力が50万円以上の場合には、国選弁護人選任請求手続を行う前に、刑事施設の長等において、弁護士会に対して、私選弁護人選任の申出を取り次ぐ必要があるとされている（法第350条の３及び第37条の３並びに規則第28条の３関係）。

そこで、留置部門においては、同意確認手続のための国選弁護人請求手続に関して必要な対応に遺漏なきを期するとともに、捜査部門においても、これら留置部門における対応を理解した上、被疑者から、国選弁護人選任請求に関する質問や申出を受けた場合には、留置部門へ迅速に引き継ぐなど適切に対処するよう、捜査部門と留置部門の連携に一層努めること。

(2)　即決手続に関する情報共有

被疑者が即決手続の同意確認手続中であることは、検察官から被疑者にそのことを証明する「即決裁判手続に係る同意確認を求めたことの証明書」（以下「証明書」という。）が交付されることで、留置部門が認知することとなることから、同部門は、事件捜査を担当する捜査部門に対して、被疑者が当該証明書を受領した旨連絡すること。

なお、留置部門においては、私選弁護人選任申出書を弁護士会に送付する場合、又は国選弁護人選任請求書や資力申告書を裁判官に送付する場合には、証明書も併せて送付することとなる。

他方、検察官から、事件捜査を担当する捜査部門に対して、被疑者が即決手続の同意確認手続中である旨や、既に同意した旨の連絡がなされた場合には、速やかに留置部門に対してその旨の連絡を行い、即決手続に関する情報共有に努めること。